

子ども被災者支援法基本方針 概要

議員立法(全会一致)により平成24年6月成立。平成25年10月基本方針策定、平成27年8月改定。

ポイント

- 支援の対象地域については、法第8条に基づく「支援対象地域」に加え、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を設定し、きめ細かな被災者支援を実施。
- 当面、支援対象地域の縮小はせず、引き続き必要な施策を行っていくとともに、いずれの地域かにかかわらず、被災者が自ら居を定め、安心して自立した生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く。

<支援の対象地域>

支援対象地域

原発事故発生後、相当な線量が広がっていた福島県中通り・浜通り（避難指示区域等を除く）を法第8条に基づく「支援対象地域」とする。

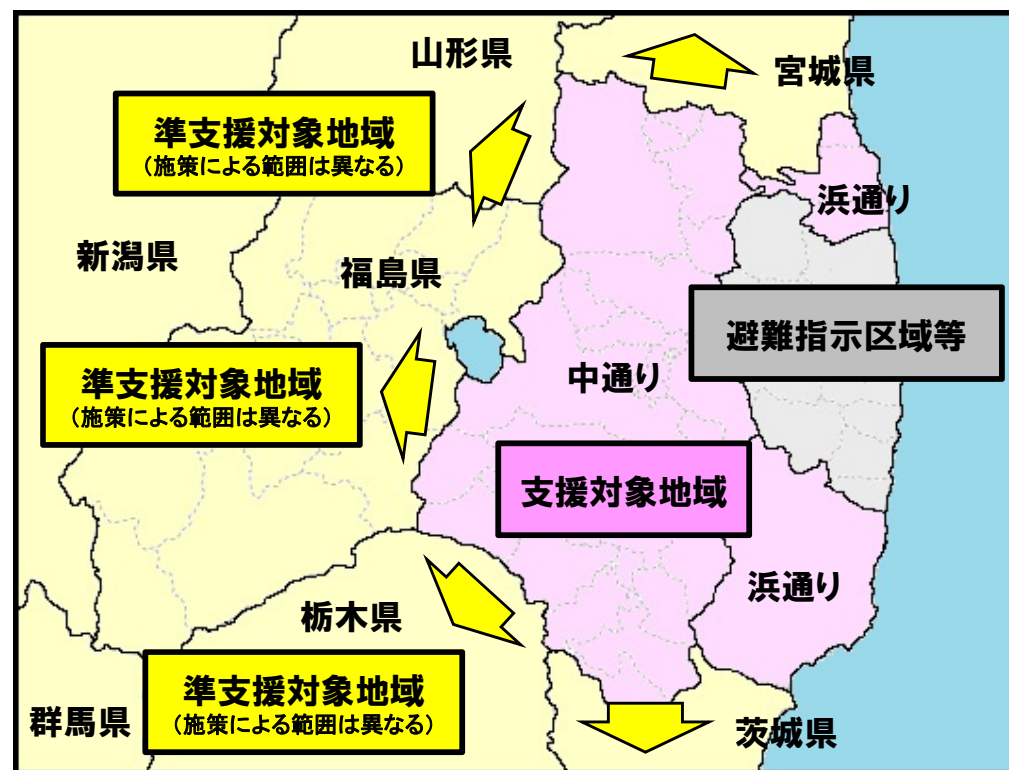
準支援対象地域

支援対象地域以外の地域に、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を定める。

※ 線量が発災時と比べ大幅に低減し、避難指示区域以外の地域から新たに避難する状況にはないが、避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには、一定の期間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はしない。

<施策の基本的事項>

被災者が、いずれの地域かにかかわらず、自ら居を定め、安心して自立した生活ができるよう、法の趣旨に沿って、定住支援に重点を置きつつ、地方創生分野の取組など各施策も活用しながら、引き続き必要な施策を行う。



※「準支援対象地域」は、施策ごとに設定

子ども被災者支援法基本方針に関する施策例

放射線による健康への影響調査、医療の提供等

- 事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進。
- 福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握。
- 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実。
- リスクコミュニケーション事業の継続・充実。
- 福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の県外検査実施機関の拡充に努める。



自然体験活動等を通じた心身の健康の保持

- 福島県内の子どもを対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子どもたちとの交流活動を支援。
- 子供のいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子供の心身のケアなど、被災した子供への総合的な支援を実施。



民間団体を活用した被災者支援

- 福島県の県外避難者の相談支援や自主避難者への情報提供を支援する取組などを支援。
- 県外自主避難者に対する定住支援等を行うNPO等の支援団体が広域的に連携していくことにより、効果的な支援を行う体制を強化。

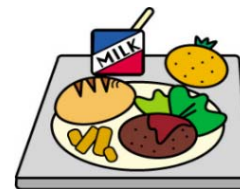


学校給食の安心対策

- 学校給食のより一層の安心確保のため、学校給食の放射性物質の検査を実施。

(対象地域)

青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・
栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・新潟県・
長野県



住宅の確保に関する支援

- 福島県における応急仮設住宅の供与期間を、平成29年3月末まで延長（※県が行う移転費用支援及び民間賃貸住宅の家賃補助への支援を検討）。
- 平成23年3月11日時点で福島県中通り・浜通り（避難指示区域を除く）に居住していた避難者の公営住宅への入居の円滑化を支援。



就労に関する支援

- 避難先や避難元で就職を希望する場合、子育て中の方に対する就職支援を行っているマザーズハローワークを含めた全国のハローワークにおいて、きめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施。



※本資料で挙げた施策は一例であり、「施策とりまとめ」においては支援の内容ごとに20分野における支援施策を取りまとめている。

※定住支援など各自治体において行っている地方創生分野の取組も活用していく。

**「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」
に関する施策とりまとめ**

平成 27 年 10 月 2 日

目次

1	汚染状況調査	2	(11) 支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策	23
2	除染	4	(12) 避難指示区域等から避難している被災者への支援	24
3	被災者への支援	6	(13) 放射線による健康への影響調査、医療の提供等	28
	(1) 医療の確保	8	(14) その他	29
	(2) 子どもの就学等の援助・学習等の支援	10	4 その他の支援	
	(3) 家庭、学校等における食の安全及び安心の確保	14	(1) 低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究等及び成果の普及	33
	(4) 放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援	15	(2) 放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材の養成	34
	(5) 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持	17	(3) 国際的な連携協力	35
	(6) 家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援	18	(4) 国民の理解	36
	(7) 移動の支援	18		
	(8) 住宅の確保	19		
	(9) 就業の支援	22		
	(10) 地方公共団体による役務の提供を円滑に受けられるようにするための施策			

※被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（平成 27 年 8 月 25 日改定）において、「被災者が具体的な施策について把握できるようにするため、関係省庁の各施策の概要、対象地域等を記した資料を別途取りまとめ、公表する」としていることを受け、被災者支援に関する施策について、支援の内容ごとに分類した上で取りまとめ、公表するもの。

※本資料は、関係省庁が行った平成 28 年度概算要求及び平成 28 年度税制改正要望を基に作成したものであり、本資料に掲載されている施策の実施又は内容について、確定したものではない。（平成 27 年度に実施しており、平成 28 年度概算要求をしていないが、平成 28 年度の実施については現時点で未定の施策も一部含まれる。）

	<p>(福島関連基礎・支援研究等 (国立研究開発法人日本 原子力研究開発機構運営 費))</p> <p>(森林内における放射性物 質実態把握調査事業)</p> <p>(海洋生態系の放射性物質 挙動調査事業)</p> <p>(直轄農業水利施設放射性 物質対策事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境中の多媒体(大気・水・土壌・生物・生態系等)での放射性物質等の実態把握・動態解明の研究等を実施 ・東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により放射性物質で汚染された環境の回復に向けて、効果的な除染技術の開発や放射性物質の環境動態予測・移行抑制技術の開発等を実施 ・森林内の放射性物質による汚染実態等を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとの分布状況等の調査・解析を実施 ・被災地の沿岸・沖合水域等において、水生生物中の放射性物質の挙動とその要因の解明に関する調査研究を実施 ・農業水利施設の放射性物質の影響を把握・低減するため、モニタリング調査や国営請戸川地区内の農業水利施設の放射性物質対策等を実施 	<p>福島県及び近隣県等</p> <p>福島県</p> <p>福島県</p> <p>福島県を中心とした地域等</p> <p>除染特別地域及び汚染状況重点調査地域(福島県に限る)</p>	<p>環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室</p> <p>文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課量子放射線研究推進室</p> <p>林野庁研究指導課</p> <p>水産庁研究指導課計画班、水産研究開発班</p> <p>農林水産省農村振興局整備部防災課災害対策室</p>
--	---	---	--	---

2 除染

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染(放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施)	東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として策定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日全面施行))に基づき、除染を実施	国が除染を行う除染特別地域及び市町村が除染を行う除染実施区域	環境省水・大気環境局除染・中間貯蔵企画調整チーム
2	東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染(住居等の生活環境における優先的な除染の実施)	子どもが安心して生活できる環境を取り戻すため、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染するよう配慮する。	国が除染を行う除染特別地域及び市町村が除染を行う除染実施区域	環境省水・大気環境局除染・中間貯蔵企画調整チーム
3	除染技術の開発及び新技術の評価・活用促進 (森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業) (森林における除染等実証事業)	除染技術について、以下の開発等を実施 ・今後の除染・減容等に活用し得る技術の実証を行い、その効果、経済性、安全性等を検証・評価 ・森林施業等を実施するとともに、施業実施前後の森林内、森林から流出する表面水等における放射性物質のモニタリング調査等を実施し、森林施業等による放射性物質拡散防止、低減効果を検証 ・森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業で開発された技術等を用いて、森林の放射性物質拡散防止・低減及び除染等技術を各地域で効果的に導入していくために必要なデータの蓄積を図るとともに、地域の除染等に向けた取組を実施	— 福島県 福島県及び近隣県等	環境省水・大気環境局除染・中間貯蔵企画調整チーム 林野庁研究指導課 林野庁研究指導課

4	福島関連基礎・支援研究等 (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費) [再掲]			文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課量子放射線研究推進室
---	--	--	--	----------------------------------

3 被災者への支援（1）医療の確保

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 （支援対象地域＋準支援対象地域）	担当省庁
1	地域医療再生基金（地域医療再生臨時特例交付金）	地域における医療課題の解消を図るために、各都道府県に基金を設置	岩手県、宮城県、福島県及び全都道府県 ※予算年度により異なる（平成27年度予算案は岩手県、宮城県、福島県及び茨城県を対象とする）	厚生省医政局地域医療計画課
2	地域医療支援センター（地域医療支援センター運営経費）	医師不足病院の医師確保の支援等を行うため、都道府県に設置される「地域医療支援センター」について、運営費に対する国庫補助を実施	被災3県・42都道府県 岩手県、宮城県、福島県のほか、北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（計45都道府県）において設置済	厚生省医政局地域医療計画課
3	健康診査や健康相談の機会を通じた生活習慣病対策	健康増進法に基づき住民に対して実施する、健康診査及び健康相談の実施について、市区町村への補助を行う。	全国	厚生労働省健康局がん対策・健康増進課
4	特定健康診査の受診機会の確保を通じた生活習慣病対策	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による帰還困難区域等に住所を有する方に対し、特定健康診査の受診機会を確保することを目的として、医療保険者（※1）が被災者の自己負担分を免除するために要した費用等について国が財政支援（※2）を実施 （※1）市町村、国民健康保険組合、全国健康保険協会、健康保険組合 （※2）平成28年3月実施分まで	全国	厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室

5	被災地健康支援事業(被災者支援総合交付金)	被災者への健康支援活動を引き続き行うため、自治体が実施する巡回健康相談、生活不活発病予防、歯科検診・指導、栄養・食生活指導等の保健活動やそれらを担う専門人材の確保等の支援を実施	岩手県、宮城県、福島県	復興庁被災者支援班 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課地域保健室
6	(独)福祉医療機構 東日本大震災に係る「災害復旧資金等」(医療貸付事業)	被災した医療施設等の災害復旧に係る建築資金、機械購入資金及び長期運転資金の貸付等を実施	特定被災区域(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市長村を定める政令」に基づく区域)	厚生労働省医政局総務課
7	がん検診の受診率向上の推進(新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業)	<p>がん検診の受診率向上を推進し、がんの早期発見につなげるため、以下の経費について補助</p> <p>①子宮頸がんや乳がん検診について、5歳刻みの一定年齢の者(子宮頸がん20~40歳、乳がん40~60歳)に対して、クーポン券の配布、検診費用の自己負担部分の助成(過去5年度に一度も検診を受診していない者が対象)等を実施</p> <p>②がん検診による十分な効果を得るため、要精密検査と判断された者に対して、個別の受診勧奨を実施</p> <p>③5大がん(子宮頸がん、乳がん、大腸がん、胃がん、肺がん)すべてについて、一定年齢の者に対して、受診の意向や希望を確認し、対象者の受診動向を把握するとともに、受診日の日程調整を含めた個別の受診勧奨を実施</p> <p>④特定健診の機会等を活用して、かかりつけ医から個別の受診勧奨を実施</p>	全国	厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

3 被災者への支援（2）子どもの就学等の援助・学習等の支援

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 （支援対象地域＋準支援対象地域）	担当省庁
1	被災児童生徒就学支援等事業	東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施	特定被災区域（岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県内の一部市町村）及び特定被災区域で被災した幼児児童生徒を受け入れる都道府県、市区町村	文部科学省初等中等教育局 児童生徒課
2	仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域住民による学習支援等を実施し、子供の学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。	被災3県（岩手県、宮城県、福島県）	文部科学省生涯学習政策局 社会教育課
3	ふくしまっ子体験活動応援事業（福島県原子力被害応急対策基金）	明るく元気な「ふくしま」の復元のため、移動教室体験活動応援補助事業、自然の家体験活動応援事業、体験活動応援補助事業を実施	福島県	内閣府原子力被災者生活支援チーム
4	福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業（被災者支援総合交付金）	福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援	福島県	復興庁被災者支援班 文部科学省生涯学習政策局 青少年教育課
5	学校施設環境改善交付金	児童生徒などの学習・生活の場の安全性を確保するための公立学校施設の改築・補強等に要する費用を補助	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課
6	公立学校施設整備費負担金	児童生徒などの学習・生活の場の安全性を確保するための公立学校施設の新増築に要する費用を補助	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設助成課
7	被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配措置	被災した公立学校の児童生徒に対するきめ細かな学習支援や心のケア等に取り組むための教職員定数の追加措置	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省初等中等教育局 財務課

8	被災地におけるスクールバス・ボートの購入経費の補助	被災地で通学が困難になっている児童生徒の通学条件の緩和のため、自治体のスクールバス・ボートの購入経費を補助	特定被災区域（岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県内の一部市町村）	文部科学省初等中等教育局財務課
9	国立・私立大学等の授業料減免等	被災した学生を対象とする授業料減免事業を実施する大学等を支援	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省高等教育局私学部私学助成課、国立大学法人支援課、専門教育課
10	(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業	被災した世帯の学生等が経済的理由により進学等を断念する事のないよう奨学金を貸与	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省高等教育局学生・留学生課

3 被災者への支援（3）家庭、学校等における食の安全及び安心の確保

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	食品中の放射性物質の検査計画に係るガイドラインの策定及び検査結果の公表	食品中の放射性物質の検査については、国が定めたガイドラインに基づき、地方自治体において検査計画を策定し、主として出荷前の段階におけるモニタリング検査を実施。国では、最新の知見に基づきガイドラインを随時改正。また、検査結果については、厚生労働省でとりまとめ、基準値を超えない場合も含めすべて迅速に公表	全国	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課
2	安全・安心のための子供の健康対策支援事業(学校給食安心対策事業)	学校給食のより一層の安心を確保するため、学校給食一食全体の提供後の検査等を実施	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県及び長野県の教育委員会	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
3	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(被災者支援総合交付金)	子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心身のケア、児童福祉施設等における給食中の放射性物質の検査に係る費用の補助など、被災した子どもへの総合的な支援を実施	岩手県、宮城県、福島県及びその管内市町村、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県等	復興庁被災者支援班 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
4	食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション (食品に係るリスクコミュニケーション(食品と放射能ほか))	食品中の放射性物質に関する消費者の理解を広げるために、意見交換会等のリスクコミュニケーションを推進。各府省連携による比較的大規模なシンポジウムや、地方公共団体及び地域の消費者団体との連携による小規模開催など、様々な形式でリスクコミュニケーションを実施。また、平成25年度に養成したコミュニケーター(各地域において食品中の放射性物質に関する正確な情報提供ができる者)に対して、昨年度同様、メールマガジン配信やウェブサイトの運営等による各種支援を実施	全国	消費者庁消費者安全課

5	農林水産物、食品等の安全、安心の復元(福島県原子力被害応急対策基金)	福島県における食品放射性物質検査体制の強化や学校給食検査体制整備事業を支援	福島県	内閣府原子力被災者生活支援チーム
6	食品中の放射性物質に係る「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の決定	原子力災害対策本部においては、食品衛生法に基づく放射性物質の基準値を踏まえ、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限等の要否を判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断等についての基本的考え方を提示	17都県(青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県) なお、詳細な出荷制限状況については、以下 URL 参照 http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf	内閣府原子力被災者生活支援チーム
7	(独)国民生活センターによる放射性物質検査機器の貸与	消費者の安全・安心のより一層の確保に向け、消費者庁と国民生活センターが共同で、地方公共団体における住民が消費する食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、放射性物質検査機器の貸与及び地方公共団体へのサポート体制を構築	対象地域は特に限定していない	消費者庁消費者教育・地方協力課
8	被災4県への地方消費者行政推進交付金による支援	被災4県(岩手・宮城・福島・茨城)の「地方消費者行政推進交付金」については、震災・原発事故を受けた緊急対応(食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等)に活用するため、復興特別会計により平成24年度予算から毎年予算措置を行ってきたが、食品等の放射性物質検査等については未だニーズが減る見込みがないことから、引き続き被災地の復興を支援できるよう平成27年度予算において約4.82億円を措置	岩手県、宮城県、福島県、茨城県の4県	消費者庁消費者教育・地方協力課

9	食品中の放射性物質に係る流通段階の買上調査（食品中の放射性物質に係るモニタリング検査計画策定推進経費）	流通段階での食品の買上調査を行い、都道府県等による食品中の放射性物質検査の効果を検証し、必要に応じ、自治体に対して検査計画に関し助言	17 都県（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課
10	食品の放射性物質汚染状況調査及び食品摂取量調査（食品放射性物質安全性検証費）	食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査	全国 15 地域 北海道、岩手県、宮城県、福島県（浜通り、中通り、会津）、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、高知県、長崎県	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課
11	特用林産物安全供給推進復興事業	安全な特用林産物の供給を確保するため、以下の①、②の事業を行う民間の団体に対して、事業に必要な一定額を国が補助。これらの支援により、安全な特用林産物の供給を通じた生産継続を図り、産地を再生させるための取組を実施 <支援の対象となる事業> ①安全なきのこ等の栽培方法等の検討・実証、周知を行う事業【補助率：定額】 ②放射性物質の汚染を低減させ産地を再生させるための安価かつ容易な技術の検証を行う事業【補助率：定額】	放射性物質の影響を受けている地域	林野庁林政部経営課特用林産対策室

12	放射性物質影響調査推進事業	過去の放射性物質の検出状況等を踏まえ、大臣管理漁業等で漁獲される回遊性魚種等を中心に放射性物質調査を実施	原子力災害により放射性物質の汚染が懸念される海面及び内水面（福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、北海道の15都道県及びこれらの都道県内の市町村、漁業者団体等）	水産庁研究指導課水産研究調査班
13	復興水産加工業等販路回復促進事業	被災地の水産加工業の販路回復等のため、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備、放射能測定器の導入等を支援（復興水産加工業等販路回復促進事業のうち「水産加工業等販路回復取組支援事業」）	青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県	水産庁漁政部加工流通課

3 被災者への支援（４）放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染(放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施)〔再掲〕			環境省水・大気環境局 除染・中間貯蔵企画調整チーム
2	東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染(除染に係る専門家派遣)	東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として策定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法(平成24年1月1日全面施行))に基づき、除染に係る専門家派遣を実施	市町村が除染を行う除染実施区域	環境省水・大気環境局 除染・中間貯蔵企画調整チーム
3	安全・安心のための子供の健康対策支援事業(学校給食安心対策事業)〔再掲〕			文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課
4	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(被災者支援総合交付金)〔再掲〕			復興庁被災者支援班 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

(注) これらのほか、「2 除染」、「3 (3) 家庭、学校等における食の安全及び安心の確保」に掲載している施策等も本項目に関する取組として講じている。

3 被災者への支援（5）自然体験活動等を通じた心身の健康の保持

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 （支援対象地域＋準支援対象地域）	担当省庁
1	子ども元気復活交付金(福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援))	公的な賃貸住宅の整備や子どもの運動機会の確保のための施設整備の早急な実施を支援することにより、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進	原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域	復興庁原子力災害復興班
2	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(被災者支援総合交付金)〔再掲〕			復興庁被災者支援班 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
3	ふくしまっ子体験活動応援事業(福島県原子力被害応急対策基金)〔再掲〕			内閣府原子力被災者生活支援チーム
4	福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業(被災者支援総合交付金)〔再掲〕			復興庁被災者支援班 文部科学省生涯学習政策局 青少年教育課
5	国立青少年教育施設を活用したりフレッシュキャンプ	(独)国立青少年教育振興機構において、被災地の子どもたちの心身の健全育成やリフレッシュのため、国立青少年教育施設で自然体験活動等ができる機会を提供	岩手県、宮城県、福島県	文部科学省生涯学習政策局 青少年教育課
6	子供の体力向上課題対策プロジェクト	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果において、明らかになった体力向上に向けた様々な課題のさらなる分析とその対応方策、子供の体力がその後の健康へどのような影響を与えているか等について調査研究するとともに、それらに対する具体的な取組についての実践研究や子供の運動促進プログラムの開発等を実施	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	スポーツ庁政策課

7	被災者支援総合事業(被災者支援総合交付金)	復興の進展に伴い、被災地で新たに直面しつつある被災者支援の重要課題に対応できるように、①自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々への相談支援体制を強化する取組への支援、②仮設住宅等で暮らす高齢者などの日常生活をサポートする活動への支援、③被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合などの課題に対応するための活動の支援、④閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や被災地の将来を担う子供や若者のケアなどを支援する「心の復興」、⑤福島県の県外避難者の相談支援や自主避難者への情報提供を支援する取組などを支援	岩手県、宮城県、福島県	復興庁被災者支援班
---	-----------------------	--	-------------	-----------

3 被災者への支援（6）家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業(被災者支援総合交付金)〔再掲〕			復興庁被災者支援班 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
2	被災地心のケア支援体制の整備(被災者の心のケア支援事業)	岩手、宮城、福島各県に設置されている「心のケアセンター」等を拠点とし、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士などの専門職により、心の不調を訴える被災者への訪問支援等、保健所や市町村が行う健康支援、精神保健上の行政サービスの後方支援を実施	原則として、岩手、宮城、福島の各県	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
3	原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置	原発事故により避難して二重生活を強いられている家族の再会を支援する目的で、母子避難者等を対象とした高速道路の無料措置を実施	福島県中通り、浜通り（原発事故による警戒区域等を除く）及び宮城県丸森町	復興庁法制班 国土交通省道路局高速道路課
4	緊急スクールカウンセラー等活用事業	被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援	岩手県・宮城県・福島県及び域内の市区町村等	文部科学省初等中等教育局児童生徒課

3 被災者への支援（7）移動の支援

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	原発事故による母子避難者等に対する高速道路無料措置〔再掲〕			復興庁法制班 国土交通省道路局高速道路課

3 被災者への支援（8）住宅の確保

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	子ども元気復活交付金(福島再生加速化交付金(福島定住等緊急支援))〔再掲〕			復興庁原子力災害復興班
2	災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与(災害救助費等負担金)	東日本大震災により住家を失った被災者などに、仮の住まいとして応急仮設住宅の提供	災害救助法適用地域の被災者が避難している都道府県	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
3	公営住宅への入居の円滑化支援	平成23年3月11日時点で、福島県浜通り・中通り（避難指示区域を除く）に居住していた避難者について、新規の避難者を含め、公営住宅への入居の円滑化を支援	左記避難者を受け入れた自治体	復興庁法制班 国土交通省住宅局住宅総合整備課
4	被災者支援総合事業(被災者支援総合交付金)〔再掲〕			復興庁被災者支援班
※		県外への避難者の住宅の確保のため、有償化のもとでの雇用促進住宅の活用について検討		
※		県が行う移転費用支援及び民間賃貸住宅の家賃補助への支援を検討		

3 被災者への支援（9）就業の支援

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 （支援対象地域＋準支援対象地域）	担当省庁
1	被災者雇用開発助成金（特定求職者雇用開発助成金）	被災離職者等を、ハローワーク等の紹介で継続して1年以上雇用される見込みの労働者として雇い入れる事業主に対して助成金（中小企業60万円、中小企業以外50万円）を支給 また、対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乗せを実施（中小企業60万円、中小企業以外50万円）	全国	厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課
2	福島避難者帰還等就職支援事業	原子力災害の影響により避難指示区域等からの避難者の避難先での就職支援をするため避難者が多い県のハローワークへのコーナーの設置等を行うとともに、地元への帰還・就職が円滑に進むよう、帰還者の雇用促進に資する事業の委託、福島労働局への専門員の配置などにより就職支援体制を整備	福島、山形、埼玉、東京、新潟、大阪	厚生労働省職業安定局雇用開発部地域雇用対策室
3	ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援	原子力災害の影響により避難指示区域等から避難している求職者が、避難先や避難元での就職を希望する場合、子育て中の方に対する就職支援を行っているマザーズハローワークを含めた全国のハローワークにおいて、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施	全国	厚生労働省職業安定局首席職業指導官室
4	離職者に対する公的職業訓練の実施（離職者等再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進、求職者支援制度等）	避難している住民の方や帰還する住民の方が、新しい仕事に就くために公共職業訓練や求職者支援訓練を無料で実施。また、一定の要件を満たす場合には、求職者支援制度による訓練期間中の生活支援の給付金を支給	被災者が居住している全国の地域	厚生労働省職業能力開発局能力開発課

5	特用林産施設体制整備復興事業	<p>きのこ等の特用林産物については、福島第一原子力発電所事故の放射性物質による影響等により、生産や経営が困難な状況が続いている。</p> <p>このため、原子力発電所事故の影響を受けている関係 17 都県における次期生産に必要な生産資材の導入や放射性物質の被害防止対策等に係る費用に対して、国が定率補助による支援を実施。これにより、特用林産物生産の生産基盤の強化や就業機会の確保を行い、被災された地域の復興を図る。</p> <p><支援の内容></p> <p>①特用林産物生産・加工・流通施設の整備を行い、次期生産に必要な生産資材の導入を支援【補助率：1／2】</p> <p>②ほだ木の洗浄機械、簡易ハウス等の放射性物質の防除施設の整備を支援【補助率：1／2】</p>	原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の別表「対象自治体及び検査対象品目」に掲げる関係 17 都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）	林野庁林政部経営課特用林産対策室
6	農山漁村被災者受入円滑化支援事業	東日本大震災の影響により、避難生活を余儀なくされている被災農家に対し、都道府県、市町村、農業関係団体等と連携しつつ、受入れ可能な農村地域における農地に関する情報を提供するとともに、被災農家と受入れ地域とのマッチング等のきめ細かな支援を実施	岩手県、宮城県、福島県	農林水産省農村振興局地域振興課
7	被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	被災農家等が避難先等において荒廃農地を活用して営農活動を再開する場合に、荒廃農地の再生などの一連の取組を支援	被災者が居住している全国の地域	農林水産省農村振興局地域振興課日本型直接支払室
8	漁業復興担い手確保支援事業	被災した若青年漁業者等の技術習得支援、新規に漁業に就業する者への研修費用の支援を実施（研修支援について 27 年度末までの採択分を対象）	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県	水産庁企画課

9	原子力災害対応雇用支援事業（仮称）	被災された方々の一時的な雇用の場の確保、生活の安定を図るため、都道府県又は市町村が企業、NPO等へ事業を委託して実施 （雇用期間中に、安定的な雇用につなげるため、雇用された方に対して知識・技術を身につけるための研修等を行うことが必要）	福島県の災害救助法適用地域	厚生労働省職業安定局雇用開発部地域雇用対策室
10	事業復興型雇用支援事業（仮称）	雇用のミスマッチが見られる分野の事業所が求職者を雇用する場合に、産業施策と一体となって雇用面から支援を実施 （1人当たりの助成額は120万円（福島県の15市町村は225万円）（3年間））	岩手、宮城、福島県の災害救助法適用地域 （岩手県及び宮城県は沿岸部に限る）	厚生労働省職業安定局雇用開発部地域雇用対策室

3 被災者への支援（10）地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	避難住民の受入に伴う経費に対する地方財政措置	<p>避難住民の受入に伴い、受入団体が負担する経費について、特別交付税措置を講じるもの。</p> <p>平成 25 年度より、原発避難者特例法（注 1）の避難住民（注 2）の受入に伴う経費の算定方法（市町村分）について、個別の受入れ事務に要する経費を積み上げる方式から、一人当たりの受入れ経費の単価を用いる方式に見直し</p> <p>（注 1）原発避難者特例法：東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成 23 年法律第 98 号）</p> <p>（注 2）福島県いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村の住民基本台帳に記録されている方のうち、他の市町村に避難している方</p>	全国	総務省自治財政局財政課

3 被災者への支援（11）支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	全国避難者情報システムによる避難住民と避難元地方公共団体間の連絡・情報の提供	避難者から任意に提供された避難先の所在地等の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元県や市町村に提供することにより、避難元県や市町村から避難者への各種通知等に役立てる。	全国	総務省自治行政局住民制度課
2	避難住民の受入れに伴う経費に対する地方財政措置〔再掲〕			総務省自治財政局財政課

3 被災者への支援（12）避難指示区域等から避難している被災者への支援

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域	担当省庁
1	福島生活環境整備・帰還再生加速事業	避難解除等区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施するほか、住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、機能回復を実施	原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）等	復興庁原子力災害復興班
2	コミュニティ復活交付金（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成））	<p>原発事故により長期避難を余儀なくされる避難者が安定した生活を過ごすために、避難者を受入れている自治体において、災害公営住宅の整備を中心に基盤整備等を推進するとともに、コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施し、長期避難者のための生活拠点の形成を促進</p> <p>（事業メニュー）</p> <p>①基幹事業：災害公営住宅整備等の「生活拠点事業」を必須とし、災害公営住宅の整備等に伴って必要となるインフラ整備を「関連基盤整備等事業」として選択的に実施</p> <p>②避難者支援事業等：基幹事業と一体となって効果を増大させるソフト施策等を基幹事業の事業費の35%を上限に実施</p>	長期避難者を受け入れている市町村のうち、原発避難者向け災害公営住宅を整備することとして、生活拠点形成事業計画を作成した受入市町村	復興庁原子力災害復興班
3	原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置	原発事故により政府として避難を指示又は勧奨している区域等にお住まいであった避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動を支援する目的で、高速道路の無料措置を実施	警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている、又はされていた区域並びに特定避難勧奨地点に設定されていた地点）	国土交通省道路局高速道路課

4	東電による損害賠償の迅速かつ適切な実施のためのサポート	東京電力による損害賠償が迅速かつ適切に行われるよう、原子力損害賠償・廃炉等支援機構による資金援助等を実施するとともに、必要に応じ東京電力を指導	被災者が居住している全国の地域	経済産業省原子力損害対応室 文部科学省原子力賠償対策室
5	医療保険制度・介護保険制度の特別措置（医療・介護における財政支援）	国民健康保険・介護保険等の窓口負担及び保険料については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等が行われた区域の被災者は、免除に要した費用を国が財政支援を実施	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い国により設定された、帰還困難区域等、旧緊急時避難準備区域等、旧避難指示解除準備区域等	厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び老健局介護保険計画課
6	障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置（障害福祉における財政支援）	<p>障害福祉サービス等の窓口負担については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等が行われた区域の被災者は、免除に要した費用を国が財政支援を実施</p> <p><避難指示等が行われた区域（※1・※2）における国の財政支援></p> <p>障害者総合支援制度等の窓口負担：平成28年2月末まで</p> <p>（※1）震災発生後、他市町村へ転出した方も含む</p> <p>（※2）①帰還困難区域 ②居住制限区域 ③避難指示解除準備区域 ④特定避難勧奨地点（ホットスポット）</p> <p>【いずれも、解除・再編された場合を含む。】</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等が行われた区域	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

7	<p>固定資産税・都市計画税・不動産取得税の課税免除等の特例（地方税）</p>	<p>(1) 固定資産税・都市計画税の課税免除等 避難指示が解除されていない区域のうち年度ごとに市町村長が指定する区域内の土地・家屋について固定資産税等の課税を免除、指定対象外となった年度以降原則3年度は1/2減額</p> <p>(2) 居住困難区域（避難指示区域のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域）内の家屋やその敷地に代わるものを取得した場合の特例 居住困難区域を指定する告示があった日から、当該指定を解除する旨の告示があった日以後一定期間内に上記資産を取得した場合に固定資産税・都市計画税・不動産取得税を軽減</p> <p>(3) 居住困難区域内の償却資産に代わるものを取得した場合の特例 居住困難区域を指定する告示があった日から、当該指定を解除する旨の告示があった日以後3ヶ月が経過する間に上記資産を取得した場合に固定資産税を軽減</p> <p>(4) 居住困難区域内の農地に代わるものを取得した場合の特例 居住困難区域を指定する告示があった日から、当該指定を解除する旨の告示があった日以後3ヶ月が経過する間に上記資産を取得した場合に不動産取得税を軽減</p> <p>このほか、旧警戒区域内の資産について、警戒区域を指定する告示があった日から、当該指定を解除する旨の告示があった日以後3ヶ月が経過する間に当該資産に代わるものを取得した場合に、家屋やその敷地に代わるものを取得した場合の固定資産税・都市計画税・不動産取得税の軽減、償却資産に代わるものを取得した場合の固定資産税の軽減、農地に代わるものを取得した場合における不動産取得税の軽減といった措置を講じている。</p>	<p>避難指示区域、居住困難区域、旧警戒区域</p>	<p>総務省自治税務局固定資産税課、都道府県税課 復興庁原子力災害復興班</p>
---	---	---	----------------------------	---

8	自動車取得税・自動車税・軽自動車税の非課税等の特例（地方税）	<p>自動車持出困難区域内の自動車に代わる自動車を取得した場合の特例</p> <p>自動車持出困難区域（警戒区域であった区域で当該区域から自動車を移動させることが困難であるとして総務大臣が指定して公示した区域）内の自動車で、用途廃止による永久抹消登録等をした自動車に代わる自動車を法律で定める年度内に取得した場合、当該自動車の自動車取得税が非課税となる。</p> <p>また、当該自動車を取得した年度とその翌年度の自動車税・軽自動車税が非課税となる。</p>	自動車持出困難区域内	総務省自治税務局都道府県税課、市町村税課 復興庁復興特区班
9	子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））〔再掲〕			復興庁原子力災害復興班

3 被災者への支援（13）放射線による健康への影響調査、医療の提供等

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 （支援対象地域＋準支援対象地域）	担当省庁
1	事故初期ヨウ素等短半減期核種による内部被ばくの線量評価調査等	半減期が短く現在では測定できない核種による被ばく線量評価、疾病罹患動向把握等について調査・研究を実施	福島県及び福島近隣県	環境省総合環境政策局環境保健部放射線健康管理担当参事官室
2	避難指示解除区域等における外部被ばく測定等	避難指示解除区域等において個人線量計を利用した外部被ばく線量の測定等を実施	避難指示解除区域等	環境省総合環境政策局環境保健部放射線健康管理担当参事官室
3	県民健康調査（福島県県民健康管理基金）	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県民に対し、基本調査、甲状腺検査、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査等を実施 ・甲状腺検査について、県外検査実施機関の拡充に努める。 ・福島県内の子ども等に個人線量計による外部被ばく測定、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく測定を実施 	福島県	環境省総合環境政策局環境保健部放射線健康管理担当参事官室
4	子育て支援の観点からの医療費の助成	子育て支援の観点からの医療費の助成等のために活用されている福島県県民健康管理基金の各事業についてフォローアップを実施	福島県	復興庁法制班
5	母乳育児支援事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・母乳による育児への不安解消を図るための支援を実施 ・県民健康調査「甲状腺検査」の二次検査でがんやがんの疑いで医療が必要であることが判明した方々を長期にわたりフォローアップすることにより、分析に必要な臨床データを確実に収集できる調査が可能となるよう、福島県の支援を実施 	福島県	環境省総合環境政策局環境保健部放射線健康管理担当参事官室

3 被災者への支援（14）その他

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・長引く仮設住宅での暮らしや生活不安などの影響による女性の様々な不安や悩み、女性に対する暴力に対応するため、地方公共団体及び民間団体等と協働し、電話や面接、仮設住宅等の訪問により相談を受付 ・地元行政機関の相談員等を対象とする研修を実施 	岩手県、宮城県、福島県	内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室
2	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による事業者の二重債務問題への対応	<p>①旧債務の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎金融機関等からの債権の買取り <ul style="list-style-type: none"> ・事業再生計画を前提として金融機関等と調整を実施 ・リース債権や信用保証協会等の求償債権も含む。 ・債権の買取価格は、事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支援後の中小事業者の経営状態の見通し、担保財産の価格の見通し等を勘案した適正な時価 ◎債権の買取り後、経営状況等を勘案した上で、一定期間の弁済猶予、債務の一部免除等を行うことが可能。また、第三者保証人の保証債務等について免除することができる。 <p>②事業再生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎専門家の派遣・助言 ◎債務保証、出資、つなぎ融資等 	岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、群馬各全県その他、北海道、青森、埼玉、新潟、長野、東京、静岡の各都道県の一部市町村 (14 都道県、351 市町村)	復興庁支援機構班

3	個人債務者の私的整理に係る支援事業	東日本大震災の影響によって既往債務（震災発生以前に負担した債務）を弁済できなくなった個人債務者の債務整理を円滑に進めるため、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に則し実施する業務（個人債務者による債務整理の申出の支援等）について、被災した債務者が弁護士等の専門家から支援を受ける際の手続費用（報酬及び実費（郵送、交通、宿泊に要する費用））を対象に、運営委員会に対して補助金を給付	対象地域の限定はない。 ※対象者が遠方に避難している場合であっても利用可能	金融庁監督局総務課
4	東日本大震災法律援助事業	法務省が所管する日本司法支援センター（法テラス）では、二重債務問題など被災者の生活再建の障害となり得る法的問題の解決を促進するため、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づき、被災者に対し、その資力の状況にかかわらず、弁護士等の無料法律相談や弁護士費用の立替等を実施する「東日本大震災法律援助事業」を実施中（平成30年3月31日までの時限）	対象とする地域の限定はない。 ※上記対象者が遠方に避難している場合でも同事業の利用が可能	法務省大臣官房司法法制部 司法法制課
5	日本司法支援センター常勤弁護士の被災地自治体派遣	被災地自治体では、街づくりのための規定（条例等）策定、街づくりのための実施行為（高台移転に伴う交渉等）等の復興再建のための作業について、弁護士資格を有する職員についてのニーズを有している（日弁連による被災地自治体調査）。しかし、現状として、法的な資質や自治体職員として活動するにあたっての人格面等について、適当な人材を確保する方途がないなどの問題もあり、被災地自治体における弁護士採用は進んでいない。また、弁護士側の事情としても、顧客や事務所からの離脱、任期明け後のキャリアについての不安から、意義を感じながらも応募に踏み切れないのが現状。よって、日本弁護士連合会と連携しつつ、組織として被災者支援に積極的に取り組んでいる日本司法支援センターの職員である常勤弁護士を派遣し、被災地自治体の早期な復旧・復興に努め、現に居住する被災者や、自主的に避難されている被災者の支援を実施	宮城県東松島市、石巻市、気仙沼市、南三陸町、岩手県山田町、福島県相馬市 その他弁護士派遣を要望する地域	法務省大臣官房司法法制部 司法法制課

6	復興における男女共同参画の視点からの取組事例の収集・公表及び被災地における男女共同参画の視点の浸透活動	復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表するとともに、この事例集も活用しながら、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけ	岩手県、宮城県、福島県を中心とした被災地	復興庁男女共同参画班
7	被災者支援総合事業(被災者支援総合交付金)〔再掲〕			復興庁被災者支援班
8	県外自主避難者支援連携体制強化事業	県外自主避難者に対する定住支援等を行うNPO等支援団体が広域的に連携していくことにより、効果的な支援を行う体制を強化	県外自主避難者が居住している全国の地域	復興庁ボランティア・公益的民間連携班
9	被災者見守り・相談支援事業(被災者支援総合交付金)	相談員による見守り・相談支援、寄り添い型相談支援(電話相談)など、被災者の日常的な見守り・相談活動への支援を実施	岩手県、宮城県、福島県、新潟県、山形県、長野県、愛知県等	復興庁被災者支援班 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
10	NPO等の「絆力(きずなりよく)」を活かした復興・被災者支援事業	被災地等の新たな地域社会の絆(地域コミュニティ)の形成等の復興・被災者支援を図っていくため、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力(きずなりよく)」を活かして復興・被災者支援を行う取組や、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力を強化するための取組に対して支援	岩手県、宮城県、福島県(被災3県からの避難者が居住する地域を含む)	内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)付
11	移住・交流情報ガーデン	地方への移住関連情報の提供や相談支援の一元的な窓口として「移住・交流情報ガーデン」を東京駅八重洲口至近に開設	—	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課
12	復興支援員	被災地方公共団体が「復興支援員」を配置し、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の復興に伴う地域協力活動を通じ、コミュニティの再構築を図る取組に対して支援	東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は「特定被災区域」を区域とする地方公共団体	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課

13	復興街づくり I C T 基盤整備事業(被災地域情報化推進事業)	復興に向けて、新たな街づくりを行う地域において、超高速ブロードバンド、放送の受信環境及び公共施設等向け通信基盤・システムの整備等の住民生活・地域経済に必要な I C T 基盤の整備を支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 共聴施設等整備事業 ・ 地上ラジオ放送受信環境整備事業 ・ ブロードバンド基盤整備事業 ・ 公共施設等情報通信環境整備事業 	復興交付金の基幹事業である防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業、土地区画整備事業及び福島再生加速化交付金事業等と一体的に街づくりを行う地方公共団体等	総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室
14	仮設住宅サポート拠点運営事業(被災者支援総合交付金)	東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」(総合相談、生活支援等)の運営費用等について財政支援を実施	岩手県、宮城県、福島県及び管内市町村等	復興庁被災者支援班 厚生労働省老健局振興課
※		県外避難者が福島県の状況を把握できるような情報支援について検討		

4 その他の支援（1）低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究等及び成果の普及

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	被ばく線量評価調査研究、放射線に対する感受性の研究、放射線リスクの低減や長期被ばくのメカニズム解明に向けた研究	<ul style="list-style-type: none"> 量子科学技術研究開発機構において、放射線の健康及び環境への影響に関する研究を進め、科学的データを収集・解析し、国民にわかりやすく発信することにより、放射線利用に対する安心の醸成に貢献するほか、被ばく・汚染患者の診断及び治療に関する研究、複数の放射性核種による内部被ばくの診断・治療に関する研究を実施 放射線の健康影響に係る研究調査事業、放射線被ばく線量評価等に関する調査研究事業（原子力災害影響調査等事業）を実施 	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域 —	文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課量子放射線研究推進室 環境省総合環境政策局環境保健部放射線健康管理担当参事官室
2	環境中の放射性物質の動態解明のための研究〔再掲〕			文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課量子放射線研究推進室

4 その他の支援（２）放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材の養成

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 （支援対象地域＋準支援対象地域）	担当省庁
1	保健医療福祉関係者向け研修の実施 (講師の育成・派遣等) (放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成活動・住民への理解増進活動等)	政府全体で、原子力被災者をはじめとする国民全般が抱える健康不安への対策を確実かつ計画的に講じることとし、保健医療福祉関係者に対する健康影響等に関する知識や技能を習得するための研修については以下のとおり実施 ・保健医療福祉関係者が今般事故の被災者をはじめとする国民に対して情報を適切に発信できるよう、放射線の健康影響等の専門知識や適切な伝達手法に関する研修を行う講師を育成するため、研修を実施するとともに講師の派遣を実施 ・福島県及び県内の市町村並びに福島近隣県の市町村の保健医療福祉関係者、教育関係者及び自治体職員等を対象として、今後の放射線の健康影響等に関する相談に対応するため、より専門的な内容について実践的な研修を実施	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域 福島県、岩手県、宮城県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県	文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課量子放射線研究推進室 環境省総合環境政策局環境保健部放射線健康管理担当参事官室
2	ホールボディカウンター使用方法・内部被ばく線量評価法に関する研修	福島県内及び全国の被ばく医療機関に設置されているホールボディカウンターを定期的に校正し、その際、ホールボディカウンターが設置されている機関の担当者や医療スタッフに対して、ホールボディカウンターの正しい使用方法及び内部被ばくの線量評価法の研修を実施	福島県内及び被ばく医療機関のある全国の地域（北海道、青森県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、神奈川県、静岡県、石川県、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、島根県、鳥取県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県）	文部科学省科学技術・学術政策局研究開発基盤課量子放射線研究推進室
3	県民健康調査支援のための人材育成事業	福島県立医科大学におけるリスクコミュニケーションのための講座開設に係る支援を実施	福島県	環境省総合環境政策局環境保健部放射線健康管理担当参事官室

4 その他の支援（3）国際的な連携協力

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	ウクライナ及びベラルーシとの原発事故後協力 (ウクライナ及びベラルーシとの原発事故後協力合同委員会の開催)	平成24年4月18日(ウクライナ)及び平成24年12月15日(ベラルーシ)に署名された「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する協定」に基づき、ウクライナ及びベラルーシと、避難指示区域の見直し、放射線防護措置、オフサイト除染、モニタリング、リスクマネジメント、人材交流等につき議論する合同委員会をそれぞれ開催。これまでにウクライナ及びベラルーシともに2回の合同委員会を開催	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	外務省欧州局中・東欧課
2	福島県におけるIAEAとの協力プロジェクト実施支援	福島県における放射線モニタリング、除染、人の健康、緊急事態の準備及び対応等の分野でのIAEAとの各種協力プロジェクトの実施の支援等	福島県	外務省国際原子力協力室

4 その他の支援（４）国民の理解

番号	施策名（予算事業名）	施策概要	対象地域 (支援対象地域+準支援対象地域)	担当省庁
1	健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションの推進	国民の低線量放射線の健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションを効果的に進めるために、関係省庁間の強力な連携の下、取組をより効果的に推進	—	復興庁原子力災害復興班 環境省総合環境政策局環境保健部放射線健康管理担当参事官室 関係省庁
2	個別相談受付体制整備事業	コールセンターを設置し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る被災住民及び全国民からの問い合わせに対し回答を行う体制を整備	福島県及び県外の被災住民が居住されている地域等	原子力規制庁長官官房広報室
3	学校における放射線に関する教育の支援	学校教育において、児童生徒等が放射線に関する知識を科学的に理解し、科学的に行動することができるよう、児童生徒等を対象とした出前授業及び教職員等を対象とした放射線に関する研修を実施	東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域	文部科学省初等中等教育局教育課程課
4	食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション〔再掲〕			消費者庁消費者安全課
5	インターネットを活用した基準値の周知徹底等	インターネットを活用した基準値の周知徹底や、公共施設等における消費者への広報を通じ、食品中の放射性物質に関する情報の提供を推進	全国	消費者庁消費者安全課 関係省庁
6	法務省の人権擁護機関による人権擁護活動(震災に伴う人権擁護活動の充実強化) (被災地における人権相談や震災に関する人権教室の実施)	法務局等において被ばくについての風評に基づく差別的取扱い等の人権問題に対する相談、シンポジウムの開催等の啓発活動等の以下の取組を実施 ・人権擁護委員が仮設住宅等に赴き、人権相談を行うほか、放射線被ばくについての風評等に基づくいじめを予防するための人権教室を実施	日本全国	最寄りの法務局・地方法務局

	(震災に関するシンポジウムの開催)	・被災地での支援活動と日々変化し続ける被災者からのニーズに対し、身近なことからできることを各界の有識者らが訴えるシンポジウム等	平成 26 年度においては東京都内及び福島県において開催	法務省人権擁護局人権啓発課
7	地域における「ふくしま」ブランドの回復活動支援(福島県原子力被害応急対策基金)	リスクコミュニケーション機能強化を図るため、甲状腺検査説明会、よろず健康相談会等を開催	福島県	内閣府原子力被災者生活支援チーム
8	放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成活動・住民への理解増進活動等[再掲]			環境省総合環境政策局環境保健部放射線健康管理担当参事官室